

金属労協政策レポート

No.24 2006.6.19

全日本金属産業労働組合協議会(金属労協/IMF-JC) 〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL http://www.imf-jc.or.jp 編集兼発行人 團野 久茂

|解説

歳出・歳入一体改革における税制見直しの論点

政府・与党は、2010年代初頭に基礎的財政収支(プライマリー・バランス)の黒字化を実現し、さらに政府債務残高のGDP比の安定的な引き下げを図る「歳出・歳入一体改革」について、具体的方策を打ち出すべく、検討を進めているところです。

金属労協としては、「潜在的国民負担率の目途50%程度」の目標を基本とし、歳出削減を第一に徹底していくこと、税の増収策については歳出削減額の2分の1までとする「2分の1ルール」を確立すること、などを主張していますが、常に注視していなければならないのは、増税の動きです。

財務省は、所得税の「実効税率」が国際的に見て低いことを理由に、人的控除や給与所得控除の縮小を意図しているものと見られ、また社会保障目的税の導入などもとりざたされていますが、われわれとしては、一連の議論のなかで、以下のような考え方もあるのではないかと考えます。

連合では、「サラリーマン大増税」の阻止に向けて、強力な活動を展開していますが、金属労協としても、この「政策レポート」を通じ、世論形成に寄与していきたいと考えます。

●●この政策レポートの主張点 ●●

- *各種控除前の「年収」に占める所得税額の比率である「実効税率」は、全体のおおまかなイメージを示しているにすぎず、所得税負担が低いと断定することは危険である。
- *仮に実効税率を国際比較するにしても、為替の実勢相場でなく、物価水準の違いを反映した購買力平価で換算すべきである。そうすると、わが国の実効税率は財務省のデータが示すほど低くはない。また、所得税がかかる一番低い収入の水準を示す「課税最低限」は、わが国が際立って低い。
- *給与所得控除は、給与所得者の勤務の経費の部分と、個人事業者の所得捕捉率との違いを調整する部分との2つの要素があるが、個人事業者の所得捕捉率に改善が見られるわけではなく、給与所得控除を縮小する理由はない。給与所得控除を縮小するのならば、①納税者番号制度の導入、②消費税のインボイス方式への転換、簡易課税制度や事業者免税点制度の全廃、③消費税のデータを個人事業者の所得税額算出のチェックに活用する「根拠課税」の実現、が大前提である。
- *わが国の消費税率はEU諸国の付加価値税率に比べて低いが、税込みの物価水準はEU諸国よりも高い。 物価水準の高さは政府の規制に起因しており、事実上税金に等しい。単純に消費税率が低いから引き上 げOKというわけにはいかない。

- *社会保障支出増大のなかで、消費税率引き上げが焦点となっているが、そのためには税制全般を公正・公平で透明かつシンプルなものにしていくことが大前提である。上記の3条件に加え、消費税納税ステッカーの導入、消費税額表記の義務化、食料品などへのゼロ税率・軽減税率導入なども不可欠である。
- *所得・資産・教育の格差拡大が進み、階層の分化・固定化が懸念されるなかで、税制全般を所得・資産 の再配分を重視する方向で再設計していくことが必要である。資産課税強化の方向は評価できるが、所 得税に関しても、地方税とあわせた最高税率50%について、予見なしに議論すべきである。
- *わが国の活力は現場にある。現場の勤労者の活力を引き出す税制を構築すること、国民に広く税を負担 ・・・・ させる税制ではなく、広く国民が負担できる経済構造を作り上げていくことが重要である。

■■ 1. 歳出・歳入一体改革における税制見直しの論点

金属労協は2002年2月、「政策レポート第8号」において「所得税見直しの論点」を発表、当時、所得税制に関 して論点となっていた問題について、金属労協としての考え方を提示しました。とりわけ、

- *働いている人の4分の1が所得税非納税者だと言われているが、その内訳を分析すれば、結局、農業を含む個人事業者の所得捕捉の問題である。
- *所得税の課税最低限の国際比較は、購買力平価で換算して行うべきである。購買力平価で換算すると、日本は主要国のなかでむしろ低い。また単身者については、生活保護基準と比べても著しく低い。
- *所得税の人的控除の本質は、「健康で文化的な最低限度の生活を営む」(憲法25条) ための生計費を課税外におく、ということであり、配偶者控除の廃止は、基本的人権に関する法の下の平等を損なう。

といった主張は、各方面に影響を及ぼすところとなりました。

今般、小泉内閣は「歳出・歳入一体改革」の検討を進め、2006年7月にはその具体的な方策が示される予定となっていますが、税制の見直しに関しては、これまでのところ所得税を中心に、

- ・わが国の所得税の実効税率は低いのか。
- ・給与所得控除については見直すのか。
- ・納税者番号制度は導入するのか。
- ・消費税率は引き上げるのか。
- ・歳出削減と増税の比率はどうするのか。
- ・格差拡大の傾向と税制の関係はどう考えるか。

などといった課題が論点になってきています。

■ 2. 財務省の示す所得税の「実効税率」での議論は危険である

(1)課税最低限に代わって「実効税率」の議論が前面に

かつて、わが国は国際的に見て所得税の課税最低限が高いので、これを引き下げるべきだとの考え方がありました。これに対して金属労協では、「政策レポート第8号」において、

(2

- *所得税の課税最低限については、物価の高い国は課税最低限も高くなって当然である。従って国際比較するためには、為替の実勢相場ではなく、物価水準の違いを反映した理論的な為替レートである「購買力平価」で換算しなければならない。
- *購買力平価で換算すると、わが国の課税最低限は、主要国でイギリスを除けば最低水準である。 と指摘しました。

購買力平価とは、例えば日米間の場合には、アメリカで1ドルのものを日本で買う場合、いくらで買えるかということで算出する為替レートです。アメリカで1ドルのものが日本で100円ならば購買力平価は1ドル=100円、200円ならば1ドル=200円です。

その後、2004年から配偶者特別控除(上乗せ部分)が廃止され、課税最低限は夫婦子2人(うち1人は16歳以上23歳未満)の場合、325万円に引き下げられることになりました。一方主要国では、わが国とは逆に課税最低限が引き上げられ、わが国の課税最低限の「低さ」が際立つところとなっています。

こうした状況のなかで、政府税調・基礎問題小委員会は2005年6月に『個人所得課税に関する論点整理』を発表し、このなかで、

- *税負担の水準を巡っては、従来、課税最低限と税率構造とを分けて議論が行われてきた。しかしながら、個々の納税者に係る税負担の水準を議論する際には、この双方が加味された実効税率の水準を見ていくことが重要である。
- *わが国の実効税率は諸外国と比べて極めて低い状況にあり、課税ベース(収入から各種所得控除を差し引いた課税所得)や税率構造の見直しにより、その水準を引き上げていくことが今後の課題となる。

と主張するようになりました。所得税制を見直すにあたり、主要国のなかで最低となった課税最低限に代えて、 「実効税率」という指標を前面に押し立てる姿勢を明らかにしたのです。

所得税の「実効税率」とは、人的控除をはじめとする各種所得控除を差し引く前の「収入(年収)」に対する、 所得税額の比率です。しかしながらこれについては、

- *そもそも「実効税率」という指標を、所得税の負担度合いを国際比較する指標として用いることが妥当なのか。
- *実効税率の国際比較のグラフは、全体のおおまかなイメージを示しているにすぎず、所得税制を見直す場合には、結局、課税ベースと税率構造(税率と、税率の適用区分幅・・・ブラケット)を個別具体的に検討しなければならない。細部を検証することなく、おおまかなイメージだけで、「極めて低い状況にある」と断定するのは危険である。
- *実効税率を国際比較する際にも、購買力平価を用いて換算すべきである。 という三つの問題点があります。

(2) 所得税の「実効税率」の比較は妥当なのか

所得税の実効税率は、前述のように「所得税額÷年収」というものですが、表面的な適用税率ではなく、実 効税率という概念を使うのは、

①所得税額は、年収から人的控除など各種所得控除を差し引いた課税所得に税率をかけて算出するが、各種 所得控除を差し引く前の「年収」に対する税の負担率を比較する。 ②表面的な適用税率は限界税率なので、例えば課税所得が500万円で20%の税率が適用になる人でも、500万円すべてに20%の税率がかかるわけではなく、課税所得195万円分には5%、135万円分には10%、そして残りの170万円分に20%の税率がかかる。従って、実際の負担率を見るためには、これらを平均する必要がある。というふたつの理由によるものと思われます。

このうち、②はそのとおりなのですが、①については、税率の分母に各種所得控除前の年収を使って税率の 国際比較を行うことが果たして妥当なのかどうか、きわめて疑問といわなければなりません。

そもそも「所得控除」、とりわけその中心である「人的控除」とは何なのでしょうか。政府税調の『個人所得課税に関する論点整理』では、人的控除について、「担税力の減殺」を調整する仕組み、として説明しています。わかりにくい表現ですが、結局は配偶者や子を扶養していると生計費がかかるので、それを控除するという趣旨です。久留米大学の図子善信教授(元・税務大学校研究部長)は、「所得控除とは、納税者の個人的事情により担税力に差があることを税額に反映させるため、課税標準から控除されるものである」としたうえで、そのなかで「最低限度の生活費に配慮したもの」として基礎控除、扶養控除(特定扶養親族を含む)、配偶者控除、配偶者特別控除をあげています。(図子善信『税法概論』2006、財団法人大蔵財務協会)

このように人的控除は、いわば人間が生きていくために必要な最低限の生計費を意味します。憲法25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む」ための生計費は課税外におく、というのが人的控除の本質です。「憲法25条が健康で文化的な最低限度の生活を保障していることとの関係上、課税によって生存権を侵害することのないように一定の所得以下の人を課税対象からはずす必要がある。基礎控除がその代表である。配偶者(特別)控除や扶養控除もこれに含めることもでき、これらを人的控除という」(北野弘久編『現代税法講義』2005年、法律文化社)と整理されています。

およそ所得税とは、個人であれ、法人(法人税)の場合であれ、「収入マイナス必要経費」である所得に課税するものです。所得税における人的控除をはじめとする各種所得控除は、この「必要経費」にあたります。所得税法では、「家事費」を必要経費に含めないことが明記されていますが、これは人的控除によって最低生計費の概算控除をしているからです。人的控除とは、「所得を得るための支出であるが(所得税法の上で: Jc注)必要経費と認められないものが、所得控除という形で控除されている」(畠山武道・渡辺充『新版租税法』2000年、青林書院)わけであり、事業上の経費と最低生計費について「両者を差別する合理的理由はない。むしろ、憲法的価値を重視すれば、事業上の支出の方が生存的支出よりも優遇されてはならない」(北野編、2005年)ということになります。

「人的控除における最も大きな問題は、課税最低限をいくらにするかということである。課税最低限は、国民の最低生計費に所得税が食い込むのを防止するに足るものでなければならないから、その決定は、財政上の都合を理由に恣意的になされてよいものではない。(中略)課税最低限の決定は、しばしば多くの困難をともなう。社会保障、社会福祉などで用いられている生計費算定方法を参考に、日常生活に最低限必要な費用項目を積み上げるなどして課税最低限の幅をある程度客観的に示すことは不可能ではないように思われる。課税最低限をめぐる論議が水掛け論におわらないためには、こうした技法の開発が不可欠である」(畠山・渡辺、2000年)との指摘は重いといえます。

人的控除の仕組みが、必要経費たる最低限の生計費に課税しない、という憲法に則った制度である以上、最 低限の生計費を含めた「年収」を分母にした実効税率を、所得税の負担度合いを示す指標として国際比較する ことには強い違和感を持たざるを得ません。例えばわが国では、16歳以上23歳未満の者を扶養している場合には、特定扶養親族として扶養控除が増額されていますが、ドイツのように高等教育の学費がゼロ(留年の場合は別)の国ならば、こういった増額は必要ないはずです。そのような各国ごとの国民の担税力の違いは、本来は、人的控除に反映されていなければなりませんから、これを無視して、単純に年収を分母にした実効税率で国際比較を行うことは、きわめて不適切といわざるを得ません。法人税の実効税率の分母に「売上額」を使っていたら、誰もがおかしいと感じるでしょうが、それと全く同じことです。

(3) 配偶者控除、特定扶養親族の問題

『個人所得課税に関する論点整理』では、実効税率の引き上げに向け、「課税ベースや税率構造の見直し」を 行うことを主張しています。具体的には、

- *課税ベースの見直しとしては、人的控除や給与所得控除の見直し。
- *税率構造の見直しとしては、個人住民税とあわせて50%という最高税率については、「現在の水準は、個人の勤労意欲・事業意欲の点から見て基本的に妥当」であり、最低税率のブラケット(適用区分幅)を狭めていく。
- ことを主張しています。いずれも、低所得者層を直撃するやり方です。
 - とくに人的控除のひとつである配偶者控除については、
 - ①配偶者の存在が納税者本人の担税力を減殺させているとの考え方は、改めて検討する必要がある。
 - ②就業している配偶者の所得が一定額以下の場合、配偶者控除と配偶者の基礎控除で、夫婦で二重に控除を 享受している。

と指摘しています。

①については、繰り返しになりますが、国民のすべて、大人も子供も高齢者も、お金を稼いでいようと、いまいと、国民の一人ひとりに、憲法で認められた基本的人権として、最低生計費に課税しないための「人的控除」が与えられているのだということに留意しなければなりません。便宜上、納税者本人に対する人的控除は「基礎控除」、その配偶者に対する控除は「配偶者控除」、子供などは「扶養控除」などという名前で区別されていますが、本質的にはまったく同じ性質のものです。人的控除は、収入のある人(稼得者)については本人の収入から、収入のない人についてはその人の生計費を負担している稼得者の収入から最低生計費を控除するということで、きわめて公平な仕組みになっているのです。

もし、配偶者控除を廃止するということになれば、それは収入を得ていない配偶者に関しては、最低生計費 についても課税するということになり、基本的人権に関する法の下の平等を損なうものと判断せざるをえません。

②に関しては、やや分かりにくいですが、例えばAさんとBさんが結婚していて、Aさんが500万円、Bさんが100万円の収入だった場合、BさんにはBさん本人の基礎控除が適用となり、一方、AさんにはBさんを対象とする配偶者控除が適用されることになるから、A・B夫婦に関して、Bさんの最低生計費を二重に控除することになる、というものです。

これは、仕組み上はそのとおりであり、例えばBさんの最低生計費の控除には、Aさんの配偶者控除を使うか、Bさんの基礎控除を使うか、選択できるようにする、というような仕組みも考えられないわけではありませんが、いずれにしろ、配偶者控除そのものをなくすというような方策は適切ではありません。

配偶者控除について、政府税調はさらに、「現行制度の下では、配偶者は、その就労のあり方を決めるにあたって、パートナーの税負担に及ぶ影響を考慮に入れざるを得ない場合があり、配偶者の就労に対する中立性といった面でも矛盾が生じている」と主張しています。しかしながら、よく知られているように、これは税制の問題というよりは、賃金として支払われる家族手当の問題です。税制上は、配偶者特別控除があることにより、配偶者に関する控除額(配偶者控除と配偶者特別控除)は段階的になっています。例えば、配偶者の年収が103万円以下ならば、配偶者に関する控除は38万円となりますが、103万円を超えるといきなりこれがゼロになるわけではなく、120万円ならば21万円、130万円ならば11万円となり、配偶者の年収が141万円になってはじめて控除がゼロになるのです。一方、配偶者自身にかかる所得税は、103万円を超える場合、超えた額(正確には、さらに社会保険料が控除された額)にまず5%がかかるだけですから、こちらもいきなり税負担が増え、「働くと損」になるわけではなく、就労に影響を与えると考えるのは、合理的ではありません。

一方、企業の支払う家族手当は、配偶者の年収が103万円以下ならば支給、103万円を超えるようならゼロという場合が多いですから、例えばパート労働をしている配偶者に対して、103万円を超えそうだから労働を休止させるといった誘因が強いといえます。しかしながら、家族手当のあり方そのものについては、企業労使がそれぞれ個別に判断すべきことであって、民間企業の家族手当がどうだから税制を変える、というのは本末転倒です。現在の趨勢としては、配偶者に対する家族手当は整理される方向にあり、ますます配偶者控除が配偶者の就労に与える影響は少なくなってきているといえます。

なお特定扶養親族の制度についても、『個人所得課税に関する論点整理』では、

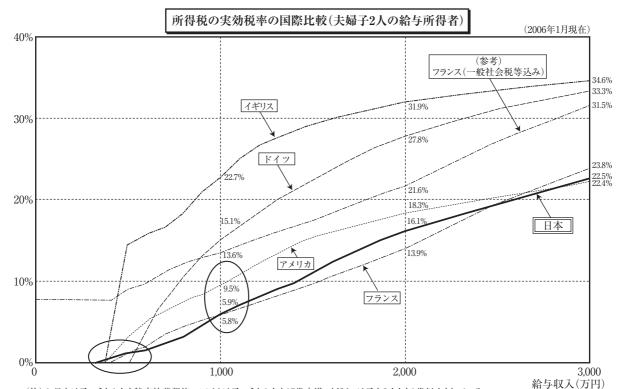
*子供の教育に、いつどの程度の費用をかけるかについては個々の家庭によってその事情は様々である。

*特定の年齢に該当する扶養親族を対象に、一律に所得控除の割増を認める現行制度のあり方には疑問がある。 として、見直しを示唆しています。特定扶養親族は、高校生・大学生の学費や生計費が多く必要になることから、必要経費も多く設定するという仕組みであり、これも憲法に裏づけられた制度ですから、軽々に判断することはできません。しかしながら、もしどうしても「特定の年齢」を問題とするのならば、金属労協が従来から主張しているように、教育費支出の実額の所得控除制度を導入する、ということも検討されてしかるべきではないでしょうか。

(4) 課税最低限の低さから目をそらすことはできない

ところで、財務省が作成した所得税実効税率の国際比較のグラフを見て、改めて驚かされるのは、わが国はきわめて低い収入の者についても所得税を課税しているということです。財務省のグラフでは、わが国の実効税率のカーブは、全体としては主要先進国のなかで右側(税負担が軽い)に位置していますが、横軸との交点は、夫婦子2人の場合、わが国が最も左方に位置しています。実効税率のカーブと横軸との交点は、所得税がかかる一番低い年収の水準、すなわち課税最低限を示しますから、実効税率のグラフで見ても、課税最低限の低さは明らかです。(図表1)

図表1 財務省が作成した所得税の実効税率のグラフ



- (注) 1.日本は子のうち1人を特定扶養親族、アメリカは子のうち1人を17歳未満、イギリスは子を2人とも1歳以上としている。
 - 2.アメリカでは、一定の納税者について上記において行った通常の税額計算とは別の方法による計算を行い、高い方の税額を採用する制度(代替ミニマム税)がある。
 - 3.日本は税源移譲(平成19年から実施)後の実効税率である。
 - 4. フランスでは、所得税とは別途、収入に対して一般社会税(CSG)等が定率(現在、合計8%)で課されている。
 - 5. 邦貨換算レート:1ドル=113円、1ポンド=201円、1ユーロ=137円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成17年(2005年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値)。
 - 6. 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。

資料出所:政府税調·基礎問題小委員会資料 (2006年5月12日)

前述のように、各国の国民の担税力は、政府の政策によって違いが出てくるわけで、教育費のような最低生計費に大きく影響する分野において、政府からの支出が大きく、国民の直接の支払いが少なくてすめば、課税最低限は他の国より低くてもよいということになります。

しかしながら日本の場合は、むしろこういった分野における政府の支出の低いことが問題といえます。例えば、学校教育費に関する公財政支出のGDPに対する比率は、日本が3.5%にすぎないのに対し、ドイツ4.4%、イギリス5.0%、アメリカ5.3%、フランス5.7%となっています(2002年)。初等中等教育でも高等教育でも、どちらにしても日本の支出は低い状況にあります(図表2)。わが国の国民の担税力が主要国のなかで弱いとすれば、日本の課税最低限はむしろ主要国に比べて高くなければならない、と考えられます。

図表2 学校教育に関する公財政支出の対GDP比率(2002年)

	内訳	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国	OECD平均
Ŕ	切等中等教育	2. 7	3.8	3. 7	4.0	3. 0	3. 3	3. 6
ī	高等教育	0.4	1.2	0.8	1.0	1.0	0.3	1.1
7	その他	0.4	0.3	0.5	0.7	0.4	0.6	0.4
	H	3. 5	5. 3	5. 0	5. 7	4.4	4. 2	5. 1

資料出所: 文科省

もうひとつは、物価水準の適切な調整です。課税最低限を為替の実勢相場で換算して国際比較してみたところで、物価の高い国では課税最低限も高くて当然ですから、その調整を行わなければ、同じ土俵で比べることはできません。

『個人所得課税に関する論点整理』では、「2004年においては、わが国の課税最低限は主要国中最低の水準となっている」ことを認めつつも、「為替レートの変動を除いてみた場合(=2001年の実勢相場で換算した場合: JC注)には、ドイツ、アメリカに次いで3番目の水準」などと記載しています。しかしながら為替の実勢相場は、2001年のレートが正しくて、2004年が間違いなどということを判断できないわけで、やはり各国の物価水準の違いを反映した為替レートである購買力平価で換算しなければなりません。

実勢相場を使った財務省のデータでは、夫婦子2人の世帯の課税最低限は、日本の325.0万円(子のうち1人は16歳以上23歳未満)に対し、アメリカ357.5万円(子のうち1人は17歳未満)、イギリス359.3万円(子は1歳以上)、フランス402.9万円、ドイツ500.7万円となっていますが、これを購買力平価で換算し直すと、アメリカ455.9万円、イギリス362.9万円、フランス408.9万円、ドイツ511.8万円となり、いずれの国も日本との差が一層拡大することになります。(図表3)

所得税の実効税率のカーブも同様で、購買力平価で換算すると、主要国の実効税率カーブは右(負担が軽い)方向に修正されることになります。アメリカの場合、年収1,000万円の実効税率とされた9.5%は、本当は年収1,230万円(1,000万円÷実勢相場113円×購買力平価139円)のところの税率ということになるわけです。購買力平価で換算したアメリカの年収1,000万円の実効税率は、概算すると7%台と考えられますので、日本の5.9%よりは高いものの、その差は財務省のグラフほど大きくありません。また、所得税と個人住民税をあわせた実効税率は、日米とも11%台のほぼ同じ水準になるものと考えられます。

図表3 所得税課税最低限の国際比較(2005年)

①夫婦子2人

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	325.0 万円	32, 798 \$	18, 146 £	37,089 E	29, 844 E
財務省使用の為替レート(当該国通貨あたり円)	1 円	109 円	198 円	135 円	135 円
財務省による円換算	325.0 万円	357.5 万円	359.3 万円	500.7 万円	402.9 万円
日本=100	100.0	110.0	110.6	154. 1	124. 0
購買力平価(当該国通貨あたり円)	1 円	139 円	200 円	138 円	137 円
購買力平価による円換算	325.0 万円	455.9 万円	362.9 万円	511.8 万円	408.9 万円
日本=100	100.0	140. 3	111. 7	157. 5	125.8

(注)日本は子のうち1人が16歳以上23歳未満、アメリカは子のうち1人が17歳未満、イギリスの子は1歳以上。

②夫婦子1人

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	220.0 万円	29, 596 \$	15, 394 £	29, 444 E	26, 148 E
財務省使用の為替レート(当該国通貨あたり円)	1 円	109 円	198 円	135 円	135 円
財務省による円換算	220.0 万円	322.6 万円	304.8 万円	397.5 万円	353.0 万円
日本=100	100.0	146.6	138. 5	180. 7	160. 5
購買力平価(当該国通貨あたり円)	1 円	139 円	200 円	138 円	137 円
購買力平価による円換算	220.0 万円	411.4 万円	307.9 万円	406.3 万円	358.2 万円
日本=100	100.0	187. 0	139. 9	184. 7	162.8

(注)日本の子は16歳以上23歳未満でない、アメリカの子は17歳未満、イギリスの子は1歳以上。

③夫 婦

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	156.6 万円	16, 394 \$	11, 717 £	18, 785 E	22, 978 E
財務省使用の為替レート(当該国通貨あたり円)	1 円	109 円	198 円	135 円	135 円
財務省による円換算	156.6 万円	178.7 万円	232.0 万円	253.6 万円	310.2 万円
日本=100	100.0	114. 1	148. 1	161. 9	198. 1
購買力平価(当該国通貨あたり円)	1 円	139 円	200 円	138 円	137 円
購買力平価による円換算	156.6 万円	227.9 万円	234.3 万円	259.2 万円	314.8 万円
日本=100	100.0	145. 5	149. 6	165. 5	201.0

4)独 身

項目	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	114.4 万円	8, 193 \$	9,096 £	9,919 E	15, 200 E
財務省使用の為替レート(当該国通貨あたり円)	1 円	109 円	198 円	135 円	135 円
財務省による円換算	114.4 万円	89.3 万円	180.1 万円	133.9 万円	205.2 万円
日本=100	100.0	78. 1	157. 4	117.0	179. 4
購買力平価(当該国通貨あたり円)	1 円	139 円	200 円	138 円	137 円
購買力平価による円換算	114.4 万円	113.9 万円	181.9 万円	136.9 万円	208.2 万円
日本=100	100.0	99. 5	159. 0	119. 6	182.0

- (注) 1. 財務省使用の為替レートは2004年6~11月の実勢相場の平均。
 - 2. 購買力平価は、経産省データ(2003年)にその後の消費者物価の変動を織り込んだもの。
 - 3. 資料出所: 財務省、経産省、内閣府資料よりJC政策局で作成。

■■ 3. 所得捕捉格差の解消なしに給与所得控除見直しはありえない

(1)給与所得控除と個人事業者の所得捕捉率

課税最低限の構成要素は、人的控除だけでなく、給与所得控除、社会保険料控除も含まれます。この給与所得控除について、『個人所得課税に関する論点整理』では、

- *雇用形態の多様化等の状況も踏まえれば、雇用関係の有無だけをもって給与所得者と個人事業者を比較し、 その置かれた立場の強弱を一律に論ずることは難しくなりつつある。
- *すなわち、給与所得者であることを理由として、所得の計算にあたって特別の斟酌を行う必要性は乏しくなってきている。

と主張しています。

しかしながら、「雇用形態の多様化」がなぜ給与所得控除の見直しにつながるのか、まったく意味不明です。 給与所得者が雪崩を打って起業し、次々と個人事業者になっているというのなら話しは別ですが、もちろんそ んな状況ではありません。実質的に給与所得者であるのに、企業の社会保険料負担逃れのために、個人事業者 にさせられてしまっている場合があるといわれていますが、そうした問題は、労働法制や社会保障制度によっ て解決すべきであって、税制の問題ではありません。

『個人所得課税に関する論点整理』でも指摘しているように、給与所得控除には、2つの要素があります。すなわち、

- ①給与所得者にかかる「勤務費用の概算控除」
- ②被用者特有の事情に配慮した「他の所得との負担調整のための特別控除」です。

このうち②は、給与所得者が源泉徴収によって100%所得捕捉されるのに対し、個人事業者や農家は所得捕捉率が低いので、この不公平(いわゆるクロヨン、トーゴーサン)を調整するという趣旨であります。

従って、「給与所得者であることを理由として、所得の計算にあたって特別の斟酌を行う必要性は乏しくなってきている」ということならば、政府は、個人事業者や農家の所得捕捉率が、給与所得者と同様になっていることを立証する義務があります。

(2) 所得捕捉率の改善を図る納税者番号制度導入などの取り組みは前進していない

金属労協の「政策レポート第8号」では、当時の塩川財務大臣が、働いている人のうち4分の1が所得税を負担しておらず、税負担の空洞化が生じている、と主張していたのに対して、所得税非納税者1,673万人(2000年)のうち、

- ・個人事業者 (農業を含む)
- ・その家族従業者
- · 公務員
- ・1年を通じて勤務していない者
- ・年収200万円以下の者
- 住宅取得控除対象者

を除けばごくわずかで、結局、個人事業者の所得捕捉率を向上させることが先決である、と指摘しました。

10

非納税者の問題については、その後、あまり話題にならなくなっています。『個人所得課税に関する論点整理』でも、「広く公平に負担を分かち合う」といった記述がある程度で、非納税者が多いことに関する問題指摘、データなどは見受けられません。

しかしながら一方、納税者番号制度のような個人事業者の所得捕捉を高める仕組みの導入についても、積極 的な姿勢が見られない状況にあります。『個人所得課税に関する論点整理』では、納税者番号制度について、 「従来以上に積極的な議論を行う必要がある」などとしていますが、具体的には、

*金融所得課税一体化の一環として損益通算の範囲を拡大するにあたっては、損益通算を希望する者の選択による金融番号の導入は不可欠。

とするだけで、事業所得に納税者番号制度を活用することについては、

- *納税者番号制度を用いた事業所得の把握には自ずから限界がある。
- *納税者番号制度さえあれば、適正・公平な課税が全面的に実現するという誤解があるが、取引の全てを把握できるかといった量的な面に加え、個々の取引の質的な把握という面でも限界がある。

などと消極的な姿勢を示しています。

納税者番号制度が、「適正・公平な課税が全面的に実現する」ための打ち出の小槌でないことは当然ですが、 「適正・公平な課税」実現のために不可欠なツールであることもまた明らかです。個人事業者の所得捕捉率を高め、「適正・公平な課税」を実現していくためには、

- ①納税者番号制度の導入。
- ②消費税の仕入税額控除における帳簿方式をインボイス方式に完全に転換し、簡易課税制度や事業者免税点 制度を全廃する。
- ③個人事業者の所得税額算出にあたり、消費税のデータをチェックのための裏づけ資料として活用する「根 拠課税」を実現する。

という所得捕捉の3つの仕組みが不可欠であり、これが揃ってはじめて、給与所得控除の「他の所得との負担調整」の部分を廃止・縮小することができるといえます。

(3) 給与所得控除と課税最低限について

独身者の場合、課税最低限は114.4万円となりますが、実はこのうち65万円が給与所得控除なのです。主要国のなかで最も低い課税最低限のなかでも、独身の課税最低限は、生活保護基準(1級地の1で149万円)を大幅に下回っており、現実的に「最低限の生計費」をカバーしているとはいえませんが、さらにその半分以上が給与所得控除であるというのは、きわめて奇怪なことだといえます。独身者は端的な例ですが、それに限らず、主要国のなかで最も低いわが国の課税最低限の水準は、給与所得控除によってどうにか維持されているということに留意しなければなりません。

万が一、これを放置したままで給与所得控除の縮小を行えば、課税最低限もそのぶん低下してしまうことになります。もともと課税最低限のなかに給与所得控除、とくに「勤務費用」の部分を含めるべきではないとの有力な主張があり、給与所得控除を除いた課税最低限の水準で、国際比較なり、生活保護基準との比較なりをしていく必要があります。そうした点からいえば、給与所得控除の見直しの如何を問わず、本来は基礎控除の引き上げということが、所得税見直しにおいて最優先されるべき課題であるといえるのではないでしょうか。

■■ 4. 財政健全化に対する金属労協の主張

政府は「歳出・歳入一体改革」による財政健全化を進めようとしていますが、政府公約である「2010年代初 頭における基礎的財政収支の黒字化」はあくまで財政再建の入口にしかすぎません。超少子高齢化のなかで、 社会保障制度を持続可能なものとするためにも、財政健全化は最重要課題といえます。

金属労協は、政府が旗印とする「歳出削減なくして増税なし」を徹底していくため、

- ○当面、「2010年代初頭における国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化」を果たすため、早急に中期的な 歳出削減と税収増、社会保険負担のあり方の組み合わせを提示し、国民的合意を図ること。
- ○制度設計にあたっては、「潜在的国民負担率の目途50%程度」の目標を基本とし、これと整合性のとれるものとしていくこと。
- ○財政再建期間中に大幅な景気後退やデフレが生じることがないよう、政府・日銀一体となって安定的な金融 政策を実施していくこと。
- ○財政再建に関する国民的合意においては、歳出削減をまず第一に徹底していくこと。
- ○税制に関しては、公正・公平で透明かつシンプルな税制をまず確立していくこと。
- ○自然増を除く税の増収策については、社会保険料引き上げの代替として行われる場合を除き、歳出削減額の2 分の1までとする「2分の1ルール」を確立すること。

などを主張し、政府に対し要請活動を展開しています。

2006年4月、内閣府は「歳出・歳入一体改革中間とりまとめ」を発表し、

- ・徹底した政府のスリム化で、国民負担増を最小化する
- ・成長力を強化し、その成果を国民生活の向上と財政健全化に生かす
- ・優先度を明確化し、聖域なく歳出削減を行う
- ・国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する
- ・将来世代に負担を先送りしない社会保障制度を確立する
- ・資産売却を大胆に進め、バランスシートを圧縮する
- ・新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、国民に還元する

という7つの原則を示しています。

どれも重要な考え方であると思いますが、このうち7番目の「新たな国民負担は官の肥大化には振り向けず、 国民に還元する」というのは、わかりにくいといわざるを得ません。

- *そもそも、歳出・歳入一体改革の目的は、わが国の政府債務がこれ以上増えないようにし、さらに削減を図ること、増大する社会保障支出に対応することが目的であり、新たな国民負担を官の肥大化に振り向けるなどというのは問題外で、あえて触れる必要すらない。
- *「国民に還元する」という意味が不明である。例えば、国民に給付として還元するのだから、新たな国民負担を許容しろ、という趣旨であれば、直ちにこれを受け入れるというわけにはいかない。

といえます。

最近、「社会保障目的税」といった考え方も取りざたされているようです。しかしながら、目的税の導入が、 単に耳障りの良い名目をつけて、増税に対する国民の抵抗感を弱めることを意図するものであったり、社会保 障制度改革や、一般財源で賄われるその他の分野の歳出削減が甘くなったりということになってはいけません。

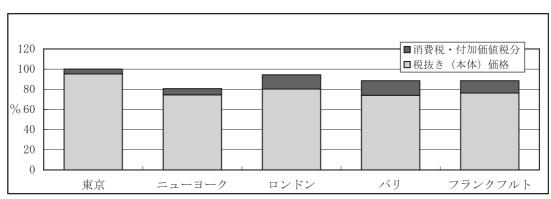


社会保障については、一連の制度改正により、2006年度現在28兆円の公費負担が、2011年度に36兆円、2015年度に43.5兆円に拡大することになっています(厚労省見通し)。このようなすでに決まっている公費負担の財源を賄うために、新たに目的税を導入するというのも、手順としておかしなことといわざるをえません。仮に目的税を導入するのならば、例えば国民年金の2分の1公費負担を全額公費負担に見直すような場合に、その部分に使途を限定して導入するというようなことでないと、国民の理解は得られないのではないでしょうか。

■■■ 5. 消費税率の引き上げについて

財政健全化と社会保障支出増大の両立に迫られるなかで、消費税率については、これを引き上げざるをえない方向にあるものと認識していますが、だからといって、単純にわが国の消費税率は5%、これに対してEU諸国は付加価値税率が15~20%だから、わが国の消費税は税率引き上げの余地が大きい、などという発想に与するわけには行きません。

わが国ではEU諸国に比べて大幅に消費税(付加価値税)率が低いにもかかわらず、税込みの物価水準は、 東京はロンドンの1.06倍、パリの1.13倍、フランクフルトの1.13倍となっています。(図表4)



図表4 物価水準の国際比較 (東京=100)

資料出所:経済産業省「消費財・消費者向けサービスに係る内外価格調査報告書」 (2003年1月実施)よりJC政策局で作成。

こうしたわが国の物価水準の高さの多くの部分は、政府の政策 (=規制) が原因です。参入規制や価格規制によって、特定分野における高価格が保証されていますが、これは言い換えれば、規制分野の企業に対して、政府を経由しないで支払われる補助金に他なりません。普通は消費者から政府に税金を支払い、税金から補助金が支払われるわけですが、この場合は政府を経由していないだけで、消費者からすれば、高価格は税金とまったく同じです。たとえ消費税率を引き上げるにしても、そういうことがあるのだということを肝に銘じ、その上で検討していくことが不可欠です。

また、消費税がある程度逆進性を持っていることは否定できないわけですから、消費税率引き上げの前提と しては、税制全般について、公正・公平で透明かつシンプルなものにしていくことが不可欠です。先述の

- 納税者番号制度の導入
- ・消費税のインボイス方式への転換、簡易課税制度や事業者免税点制度の全廃

・所得税における根拠課税の実現

などはその重要な要件です。

加えて、消費税納税ステッカーを導入し、小売店において消費税を期限内に完納しているかどうかを消費者が確認できるようにすること、国民の納税者意識向上や流通段階での公正取引確保という観点から、価格表示において消費税額の表記を義務づけること、消費税の逆進性の緩和に向けて、将来的に食料品など生活必需品へのゼロ税率・軽減税率導入などについて検討を進めることも重要です。

■■ 6. 今後のわが国経済・社会と税制

「政策レポート第8号」において金属労協は、わが国において所得格差が拡大傾向にあり、さらに資産格差、 教育格差とも相まって、階層の分化・固定化が懸念されていることを指摘しました。この傾向はますます強ま っていると考えざるをえません。

戦後のわが国においては、所得・資産の格差が比較的少なく、階層が流動化していることが、まさに活力の源でありました。供給面から見れば、生産性向上の成果をきちんと勤労者に配分し、現場の努力に報いるシステムを作り上げてきたことが、さらなる生産性向上を促す好循環をもたらしてきました。また需要面では、国内に巨大な購買力を形成することになり、企業が供給する製品を消費する受け皿となったばかりでなく、巨大な購買力を背景として、企業が新製品の開発に積極的に力を注ぐことが可能となり、そうして産み出された新製品が世界市場を席巻してきたのです。こうしたわが国産業・経済の発展のシナリオは、今後も変わるものではありません。それどころか、経済のグローバル化・市場経済化がますます進行するなかで、わが国が最先端、高機能、高品質、高付加価値の製品分野で比較優位を確保し、世界市場を引き続きリードしていくためには、ますます不可欠となっています。

「努力した人が報われる税制」ということがよくいわれます。そのこと自体は当然のことですが、日本ではいったい誰が努力しているのか、日本の産業・経済を支えているのは誰なのか、世界最高の技術・技能を保持し続けているのは誰なのか、ということを間違えないようにしないといけません。

税制については、あくまでも現場の勤労者の活力を引き出し、あわせて所得・資産・教育の格差を縮小させ、階層の分化・固定化を回避するため、所得・資産の再配分を重視する方向で再設計を行うことが必要となっています。人的控除や給与所得控除の圧縮をめざす所得税制見直しの議論は、これと逆行し、格差の拡大や階層の分化・固定化を一層促進するものと判断せざるをえません。こうした見直しが、わが国産業の活力の喪失、経済の停滞、ひいては社会の荒廃を招くことは明らかです。

そうした点で、相続税などの資産課税強化の動きがあることは評価できます。扶養や介護の「社会化」が進められてきており、それによって社会保障支出が増大しているわけで、それならば当然、相続の「社会化」も行われる必要があるからです。

所得税の最高税率に関して、『個人所得課税に関する論点整理』では、「個人住民税とあわせて50%という現在の水準は、個人の勤労意欲・事業意欲の点から見て基本的に妥当なものと考えられる」としていますが、これも金科玉条とする必要はありません。政府税調は、なぜ「個人の勤労意欲・事業意欲の点から見て基本的に妥当」と判断するのか、その根拠をまったく示していないのは、無責任の極みといわなければなりません。

確かに「税金に半分以上持っていかれる」ということになると、高所得者層の海外逃避といった現象も出てくる可能性がないわけではありませんが、最高税率50%はあくまで限界税率(課税所得が1,800万円を超えた分にかかる)ですから、課税所得に占める税額の比率は50%よりも低いわけで、そうした点で、最高税率については予見なしで議論していくことが必要です。

一方、高所得者層のモラル・モラール・モチベーションを高め、あわせて国民の福祉の向上、国際的な貢献、 政府の役割の見直しなどに寄与するため、所得税における寄付金控除の上限撤廃なども検討していくことが重 要となっています。

いずれにしても重要なことは、税を広く負担できる経済構造を作ることであって、強引に広く負担させることではありません。格差の激しい国では、一部の富裕層が負担する税制が正しく、格差の少ない国では、国民が広く負担することが正しい税制です。もちろん後者のほうが望ましいわけですが、低所得者層の増加による格差拡大が見られるのに、低所得者層の負担増を求めようとするのは最悪の選択といわなければなりません。

中小・零細企業の賃金格差を是正し、派遣・請負で働く人、契約社員、パート、アルバイトなどを正社員化 し、賃金引き上げを図っていけば、おのずと納税者・納税額も増加し、広く負担することにつながっていくわ けです。税制だけではなく、労働法制や労働行政による、そうした政策誘導も求められているといえるでしょう。

以上